

自己評価結果に対する助言事業結果報告書

①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

②施設・事業所情報

名称： 子ども療育センター笠岡学園		種別：児童発達支援
代表者氏名：管理者 濱添恵弥		定員（利用人数）：30(32)名
所在地：笠岡市金浦746番地		
TEL：0865-66-0845		ホームページ：https://www.kasagaku.or.jp
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1959(昭和34)年8月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会		
職員数	常勤職員：13名	非常勤職員：16名(産休・育休含む)
専門職員 (延べ)	保育士：18名	言語聴覚士：2名
	幼稚園教諭：7名	理学療法士：1名
	社会福祉士：1名	作業療法士：1名
	介護福祉士：2名	公認心理師：1名
	精神保健福祉士：1名	小学校教諭：1名
	保健師(看護師)：1名	管理栄養士(兼)：1名
	学校教諭(小・中・高)：6名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	なし	指導訓練室5、遊戯室3、相談スペース(保育所等訪問支援事業受付兼)1、医務室・静養室1、トイレ3、職員室1、屋外遊技場1

③理念・基本方針

<法人理念>

豊かな人間形成と人権尊重

<法人基本方針>

1. 良質で安全なサービス提供の実現
2. 地域における公益的な取り組みの強化
3. 人材育成の強化と良質な人材確保
4. 公正かつ透明性の高い経営を可能にする基盤の確立

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・先人らが培った地域に根ざした福祉の実現
- ・地域交流・地域貢献の積極的实施
- ・様々な国家資格取得者の配置
- ・管理栄養士による定期的な食育
- ・大学教員や経験豊かな外部者による定期的なスーパービジョン
- ・専門的支援担当職員による個別支援の実施

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2026年5月1日（契約日） ～ 2026年7月18日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価が高い点

I 福祉サービスの基本方針と組織

法人としての理念と基本方針が明確であり、それらの内容について職員への周知と浸透が図られています。また、前述の基本方針に沿って、受審施設では支援がなされています。組織体制は、管理者を中心に職員会議やケース会議、朝礼やミーティング、各個別支援が一体的になされており、基本方針の内容が着実に実施されています。

II 組織の運営管理

管理者が掲げる担任以外の全ての子どもの把握と交流の推進、「子どもファースト」の支援については職員に浸透しており、ヒアリングにおいて確認できました。このことは、前管理者、現管理者がリーダーシップを取り組織としてまとめ上げている結果と推察されます。研修計画については、階層別研修がされており、新人職員に対しても1年かけ組織的に対応しています。また、新たに資格を取得しようとする職員への補助制度もあり、職員からも新たな資格取得を目指そうとする意欲が確認できました。加えて、1959(昭和34)年の設立以降先人たちが大切にしてきた地元に根ざした福祉を承継し、前管理者が様々な社会活動・社会貢献活動に参加しています。その一端として、地域の保健師との交流が盛んであ

り、育児（発達）相談の相談員として健診に立ち会うなどニーズの把握とそれに伴う相談窓口の運営により、早期の課題解決を進めています。加えて、講師として様々な関係機関や地域団体に足を運ぶことで、障害児支援の普及・啓発に力を注いでいます。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

保護者の満足度を測るため、行政から実施が求められるアンケートに加え、座談会（保護者同士のアクセサリーづくりなどのワークショップと併行開催）を年に2・3回開催し意見を聞く機会を設けています。この会では、日頃の子育てなどの悩みの共有や相談への対応も同時並行で進めています。加えて、行事の開催時には自由記述を含めたアンケート用紙を配布し、日頃の支援のフィードバックに生かしています。その内容から、受審施設への期待を伺うことができます。

個別療育支援計画は6ヶ月ごとに作成されており、保護者から聞き取った「利用児ニーズシート」を踏まえて懇談を行い、その内容を計画に反映しています。これにより、アセスメント、懇談、計画策定、モニタリングという一連のPDCAサイクルが、確実かつ継続的に機能する仕組みが構築されています。

また、リスクマネジメント体制においては、ヒヤリハット報告が「9つの項目」別に整理されており、日付や具体的な内容だけでなく、発生の「理由・原因」、一歩間違えればどのような事態に至ったかを示す「危険予知（予測される事故）」、そして「直後の対応」から「今後の対策」までが、一目で分かる形で論理的に記録されています。このように、質の高い支援の提供と安全管理の両方が、組織的に連動して運用されています。

A 福祉サービス内容評価基準

受審施設では、「心を揺さぶり引き出していく」ことを支援の基本に据え、子どもが自ら「やってみたい」と思える環境を整えることで、豊かな自己表現や主体的な行動へと繋げています。日々、様々な場面において、子どもが健やかに育つための「5領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）」を総合的にサポートしています。なお、これら内容は、ホームページに公表されています。

* 生活・運動・感覚の支援：生活面では、衣服の着脱状況の確認を通じて保護者への気づきや意識付けを促すアプローチを行っています。運動・感覚面では、遊具や園庭での運動に加えて地域特性を活かした散歩を取り入れているほか、月1回は作業療法士（OT）が遊具を用いた専門的指導を実施しています。また、調理活動を通じて、感覚や聴覚、動作の加減などを楽しみながら身に付けられるよう工夫しています。

* 言語・コミュニケーションの支援：2名の言語聴覚士（ST）中心に、保育士をはじめとする多職種が日常の療育の中で取り組んでおり、その中で、STは特に専門的な視点から評価や助言等を行っています。その際は、子どもが自分の気持ちを伝えられるよう支援しています。節分の豆まきといった季節の行事などを通じて、「思わず言葉が出る環境」を意図的に創出しています。

* 専門的支援と食事・栄養管理：一人ひとりの状態に合わせた個別の補助具を作製し、食事の自立をはじめとして運動や感覚、姿勢、遊びなど幅広い領域にわたって実施しています。昼食時は管理栄養士が個々の状況を細かく確認し、最適な形態の食事を提供しています。

これらすべての場面において、保育士をはじめとする全職員が、常に柔らかな表情と温かいまなざしで子ども一人ひとりに丁寧に対応しています。

◇改善が求められる点

I 福祉サービスの基本方針と組織

受審施設としての理念や基本方針が明確になっていません。必ずしも設定する必要はありませんが、全職員の方向性を示すものであり明示するか否か検討に値すると考えます。また、法人としての中・長期計画はありますが、受審施設としては明確に示されていません。表記自体も抽象的で、実現の有無を確認できる内容にはなっていません。具体的数値も含め再検討をお願いします。

II 組織の運営管理

前述の通り、前管理者・現管理者が掲げる子どもへの接し方に対する考え方については十分浸透していますが、それらを見える形で明確化されていません。いわゆる「期待する職員像」の確立が求められます。今後は、それを基礎とし、施設内外の研修計画やその派遣を進めていくことを期待します。また、ボランティアの受入も積極的に行っていますが、受入の際のマニュアルがありません。子どもと接することから、事故等の発生を想定した注意事項や保険の加入などあらかじめ伝えるべき内容を整理することを望みます。

III 適切な福祉サービスの実施

アセスメントは入園2か月以内に行われていますが、今年度から、アセスメントをより標準化・体系化する目的で独自のアセスメントシートが整備されたところです。今後、個別療育支援計画を作成するうえで重要なアセスメントが、より充実されることを期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

このたびは、丁寧にご評価いただき、誠にありがとうございました。身に余るご評価をいただき、大変光栄に存じます。日頃の取り組みや職員の支援姿勢を評価していただき、職員一同、大変励みになりました。

いただいたご評価を励みとするとともに、ご指摘いただいた点についても真摯に受け止め、今後の支援や組織づくりに生かしてまいります。また、ご指摘いただいた「施設としての理念」については、これまで職員が大切にしてきた実践や思いを改めて見つめ直し、当センターらしさを表す理念として、職員一人ひとりの思いを大切にしながら皆で言語化し、共有していきたいと考えております。

今後も、子ども一人ひとりとご家族に寄り添い、より質の高い支援の提供を目指して、職員一同研鑽を重ねてまいります。